

# 河川協力団体制度

## 近畿地方整備局管内の各水系・ダムの一覧

国管理区間の河川協力団体制度に関する詳細や質問などがありましたら、各河川・ダムを管理している下記窓口へ問い合わせください。

<b>丹山水系</b> 豊岡河川国道事務所 <a href="http://www.kkr.mlit.go.jp/toyooka/index.php">http://www.kkr.mlit.go.jp/toyooka/index.php</a> TEL: 0796-22-3126	<b>由良川水系</b> 福知山河川国道事務所 河川管理課 <a href="http://www.kkr.mlit.go.jp/fukuchiyama/index.php">http://www.kkr.mlit.go.jp/fukuchiyama/index.php</a> TEL: 0773-22-5104	<b>九頭竜川水系 (九頭竜ダム、真名川ダム)</b> 九頭竜川ダム統合管理事務所 管理課 <a href="http://www.kkr.mlit.go.jp/kuzuryu/">http://www.kkr.mlit.go.jp/kuzuryu/</a> TEL: 0779-66-5300
<b>加古川水系・揖保川水系</b> 姫路河川国道事務所 <a href="http://www.kkr.mlit.go.jp/himeji/index.php">http://www.kkr.mlit.go.jp/himeji/index.php</a> TEL: 079-282-8	<b>淀川水系 (野洲川、瀬田川)</b> 琵琶湖河川事務所 占用調整課 <a href="http://www.kkr.mlit.go.jp/yodogawa/index.php">http://www.kkr.mlit.go.jp/yodogawa/index.php</a> TEL: 072-843-2861	<b>北川水系・九頭竜川水系</b> 福井河川国道事務所 河川管理第一課 <a href="http://www.kkr.mlit.go.jp/fukui/">http://www.kkr.mlit.go.jp/fukui/</a> TEL: 0776-35-2661
<b>淀川水系 (猪名川)</b> 猪名川河川事務所 工務課 <a href="http://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/index.php">http://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/index.php</a> TEL: 072-751-1111	<b>淀川水系 (木津川上流)</b> 木津川上流河川事務所 管理課 <a href="http://www.kkr.mlit.go.jp/kizujyo/">http://www.kkr.mlit.go.jp/kizujyo/</a> TEL: 0595-63-1611	<b>淀川水系 (天ヶ瀬ダム)</b> 淀川ダム統合管理事務所 広域水管理課 <a href="https://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/">https://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/</a> TEL: 072-856-3131
<b>淀川水系 (淀川、宇治川、桂川、木津川下流)</b> 淀川河川事務所 河川環境課 <a href="http://www.kkr.mlit.go.jp/yodogawa/index.php">http://www.kkr.mlit.go.jp/yodogawa/index.php</a> TEL: 072-843-2861	<b>新宮川水系</b> 紀南河川国道事務所 調査第一課 <a href="http://www.kkr.mlit.go.jp/kinan/index.php">http://www.kkr.mlit.go.jp/kinan/index.php</a> TEL: 0739-22-4564	<b>新宮川水系 (猿谷ダム) 紀の川水系 (大滝ダム)</b> 紀の川ダム統合管理事務所 管理課 <a href="http://www.kkr.mlit.go.jp/kinokawa/index.php">http://www.kkr.mlit.go.jp/kinokawa/index.php</a> TEL: 0747-25-3013
<b>大和川水系</b> 大和川河川事務所 調査課 <a href="http://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/index.php">http://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/index.php</a> TEL: 072-971-1381	<b>近畿地方整備局</b> 河川部 河川環境課 <a href="http://www.kkr.mlit.go.jp/river/index.php">http://www.kkr.mlit.go.jp/river/index.php</a> TEL: 06-6942-0608	
<b>紀の川水系</b> 和歌山河川国道事務所 河川占用調整課 <a href="http://www.kkr.mlit.go.jp/wakayama/">http://www.kkr.mlit.go.jp/wakayama/</a> TEL: 073-424-2471		

### 府県管理区間については、各府県へお問い合わせください。

「河川協力団体制度の概要」、「公募状況」、「協力団体指定の状況」等については、下記のホームページをご覧ください。

国土交通省のホームページ : <http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/rcg/index.html>

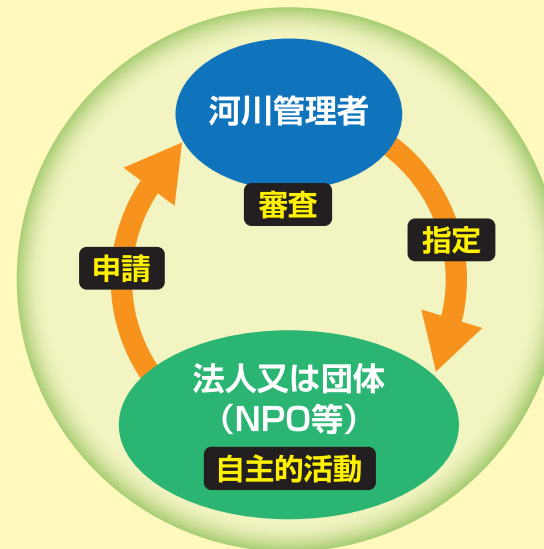
近畿地方整備局のホームページ : <http://www.kkr.mlit.go.jp/river/kankyoku/kyouryoku.html>

平成25年6月公布の「水防法及び河川法の一部を改正する法律」により、「河川協力団体制度」が創設されました。

かわのパートナーとして参加しませんか？  
 ~パートナーシップの拡充に向けた新しい取り組み！~

### 河川協力団体制度とは？

- ◆河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。
- ◆河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



### 河川協力団体制度の目的

◆今回創設する制度は、河川協力団体として指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけ、自発的な活動を促進させ、河川管理のパートナーとして活動していただくことにより、地域の実情に応じた多岐にわたる河川管理の充実を図るものです。

### 河川協力団体の主な活動

◆河川協力団体は、下記のような活動を行います。

- 河川の維持及び河川環境整備等**  

 河川敷の清掃  
 ワンドの整備
- 河川水辺の情報又は資料の収集及び提供等**  

 魚類の遡上監視  
 水辺の安全利用講習会
- 河川管理・環境等に関する調査研究等**  

 魚類調査  
 外来植物の調査・駆除
- 河川防災情報・安全利用等に関する知識の普及及び啓発活動等**  

 マイ防災マップづくり  
 簡易水質検査の講習会
- 上記に附帯する活動**

※掲載の写真はイメージです。



# 河川協力団体制度 Q & A

## Q. 河川協力団体になるためには？

### A. 「河川協力団体指定申請書」に関係書類を添えて提出してください。

各河川の管理者より、公募を行いますので、申請資格の要件が満足することを確認し、「河川協力団体指定申請書」に関係書類を添えて提出してください。また、公募期間については、各河川を管理している事務所などのホームページ等により周知いたします。

なお、河川協力団体の指定にあたっては、審査基準が満たされている必要があります。

《届け出から認可までの流れ》

「公募 ⇒ 申請 ⇒ 確認・審査 ⇒ 指定」

※審査に当たっては、申請を行った法人等に対し、ヒアリングを実施いたします。

## Q. 申請に必要な資格は？

### A. 規定の要件に該当する必要があります。

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第33条の8（※1）に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとされています。

《要件》

1. 代表者が定まっていること。
2. 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
3. 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
4. 法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
5. 申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
6. 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
7. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
8. 直近1年間の税を滞納していないこと。
9. 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っている認められないこと。
10. 河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

（※1）河川法施行規則第33条の8（河川協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）  
河川法第58条第1項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

## Q. 河川協力団体に指定されると？

### A. 場合によっては許可等が簡素化されます。

河川管理者が認めるときは、河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可などが簡素化されます。

《例》

現状において下記の行為は、河川法第24条、第26条の許可が必要になります。  
これらの河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。



看板の設置



ベンチの設置  
注）占用許可を受けて設置しています。

※掲載の写真はイメージです。

### A. 場合によっては委託を受けることが可能になります。

河川管理者が特に必要と認めるときは、河川管理者から河川維持管理等の委託を受けることが可能となります。  
例として、河川管理施設の維持、除草、河川に関する調査や管理・環境の啓発活動などがあげられます。



《委託の例》

#### 「河川管理施設の維持」 例）堤防上の草刈り



堤防上の草刈り

#### 「その他これに類する河川の管理に属する事項」 例）魚道の改良



魚道の改良

※掲載の写真はイメージです。